

豚における一般的衛生管理マニュアル

素畜・飼料

導入豚の受け入れマニュアル

【管理基準】

- 1 導入元農場の衛生管理状況を適切に把握すること。
- 2 導入豚は、臨床的に異常がないこと。
- 3 導入豚を輸送する車は、洗浄・消毒が実施されていること。
- 4 輸送時、到着時に輸送車の車内が適切な環境であること。
- 5 農場内に搬入する前に消毒薬を交換すること。
- 6 導入豚は隔離施設に搬入し、一定期間隔離飼養すること。

【作業手順】

- 1 各種ワクチン接種及び駆虫を実施していることを導入の条件とし、導入前に体表が汚れていないよう洗浄・消毒を指示しておくこと。
- 2 輸送時間（時間帯）、積載頭数、輸送形態について衛生的な輸送環境を確保し、必ず事前に輸送車両の洗浄・消毒を実施する。専用の車両を使用することが望ましいが、輸送業者を利用する場合は、洗浄・消毒の証明を確認できるようにする。
- 3 輸送車に積み込む前に、担当者が立ち会い、導入豚の個体証明、衛生証明の確認及び当日の健康状態を目視検査する。体表が汚れている場合は、再洗浄を行わせる。臨床的に異常が認められた場合は、導入豚の搬入を中止する。
- 4 輸送車の洗浄・消毒状態についてチェックし、積み込みを開始する。
- 5 農場入り口に車輛消毒槽を設置しておく。消毒槽の消毒液は導入毎に交換する。導入終了後に車輛を洗浄・消毒する。
- 6 導入豚は、隔離飼養が可能な専用施設に収容し、豚体の洗浄・消毒を行う。豚体の洗浄・消毒は、導入豚舎以外の所定の場所で行う。
- 7 導入後は一定期間隔離飼養を行い、毎日健康状態を観察し、臨床的に異常が無いことを確認する。臨床的に異常が認められた場合は、獣医師の指示に従い、検査及び治療を行う。
- 8 専用施設は、オールイン・オールアウトを原則とし、その都度、施設の洗浄・消毒を行う。
- 9 隔離期間終了後、臨床的に異常がないことを確認する。
- 10 以上の結果を導入管理記録に記録し、農場責任者に報告する。
- 11 この記録は 年間保存する。

飼料受け入れマニュアル

【管理基準】

- 1 飼料タンク又は飼料庫は、飼料搬入前に清掃されていること。
- 2 飼料運搬車輛は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。
- 3 飼料の外観、色、風味及び品質に異常がないこと。
- 4 カビの発生、異物が認められないこと。
- 5 搬入する飼料は、サルモネラ検査を定期的に行っている工場由来の飼料で、その検査結果が添付されていること。

【作業手順】

- 1 飼料の受け入れに当たり、飼料タンク内及び保管庫を清掃する。
- 2 担当者は飼料の受け入れに立ち会い、受入月日、入荷量、製造業者、納入業者、ロット番号等をチェックし、注文した飼料が搬入されたか確認する。
- 3 飼料の外観、色、異常臭の有無、異物の混入などについて、ロット毎に目視検査を実施する。
- 4 その結果、異常のないものを搬入しロット毎に保管する。
- 5 飼料のサルモネラ検査を定期的に行う。サルモネラが検出された場合は、製造購入先の再検討の措置をとる。
- 6 異常が認められた場合は、農場責任者に報告し、返品などの措置を検討する。
- 7 夏季等の高温、多湿の時期は、飼料の変質、変敗を防ぐために遮温対策を実施する。
- 8 以上の結果を作業管理記録に記録し、農場責任者に報告する（飼料の表示表を保管する）。
- 9 この記録は 年間保管する。

飼料保管・給与マニュアル

【管理基準】

- 1 飼料保管庫及びその周辺を定期的に行う清掃・消毒を実施すること。
- 2 飼料保管庫内における鼠等、衛生動物の侵入防止対策を講ずること。
- 3 飼料は適切に保管され、定期的に行う品質の劣化、カビ等の発生がないかどうか点検すること。
- 4 飼料を給与する前に、飼料に異常がないことを確認すること。
- 5 飼料給与に使用する器具・器材は汚れがないかどうか確認し、使用前に洗浄すること。

【作業手順】

- 1 飼料保管庫の定期的な清掃を実施し清潔にする。
- 2 飼料保管庫施設・設備に破損個所がないかどうか、定期的に点検する。
- 3 飼料保管庫内の温度、湿度等をチェックし、保存状態を点検する。
- 4 給与前に飼料に異常がないかどうかチェックし、飼料添加物の有無等、給与する飼料に間違いがないかどうか確認する。
- 5 飼料に異常が認められた場合は、農場責任者に報告し、当該ロットの給与を中止する。
- 6 豚房ごとに給与量及び残った量を毎日記録し、適量の把握に努める。
- 7 給餌器具・器材は毎日清掃を行う。
- 8 以上の結果を飼料管理記録に記録する。
- 9 この記録は 年間保存する。

畜産資材（薬剤・敷料）受け入れ・保管マニュアル

【管理基準】

- 1 薬剤
(1) 保管庫は、整理・整頓されていること。
(2) 運搬車輛は、農場の入口等で適切に消毒を行うこと。
(3) 包装等に異常がないこと。
(4) 低温保管品は、適切に保管冷蔵されていること
(5) 購入薬剤の有効期限が十分に確保されていること。
- 2 敷料
(1) 保管庫は、搬入前に清掃されていること。
(2) 運搬車輛は、農場の入口等で適切な消毒を行うこと。
(3) 敷料の外観、色及び品質に異常がないこと。
(4) 異物等が認められないこと。
(5) 敷料にはカビの発生が認められないこと。

【作業手順】

- 1 保管庫を整理・整頓（清掃）する。
- 2 車輛消毒施設を準備をするとともに、入庫時に車輛を洗浄・消毒する。
- 3 担当者は、受け入れに立ち会い、入荷予定量と合致しているか確認するとともに、ブランド、表示、日付け（ロット番号）、異物及び袋詰めの場合は包装の外観を総合的に判断する。
- 4 バラで購入する場合及び袋に破損や汚れがある場合は、搬入時に外観、色、品質等をチェックする。
- 5 その結果、異常のないものを搬入する。

- 6 異常がある場合は、責任者に報告して、その措置を決定する。
- 7 責任者の判断により、返品あるいは異常部分の除去等の措置を決定し、販売店等に連絡する。
- 8 以上の結果を資材受け入れ記録及び受け払い簿等に記録し、責任者に報告する。
- 9 この記録は 年間保管する。

施設的设计等の要件・保守・衛生管理

施設・設備などの衛生管理マニュアル

1 施設の立地環境

(1) 立地

- ・ 施設の周囲に悪臭、煙、塵埃の発生源がない場所であること。
- ・ 上水道、井戸水が十分に受給できる場所であること。
- ・ 排水処理が容易な場所であること。

(2) 周囲

- ・ 施設の周囲の敷地は、水が溜まりにくいように、また塵埃が発生しにくいように、整地されていること。
- ・ 施設の敷地内は、虫が発生しにくいように整理、整頓されていること。

2 施設の構造、施設・設備の衛生管理及び保守点検

(1) 施設（又は設備）の構造、衛生管理

- ・ 施設は、豚舎、飼料保管施設、堆肥保管施設、廃棄物保管施設、付帯施設が、豚が衛生的に飼育できるように、配置されていること。
- ・ 施設は、耐久性のある材質のもので造られていること。

豚舎

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- ・ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 清掃は、毎日行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

飼料保管施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 飼料の搬入は、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 壁、窓枠、床面は、塵埃、汚れが認められたら、適宜清掃すること。
- ・ 塵埃、汚れがないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 清掃は、定期的に行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

堆肥保管施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 内壁、床は、耐久性のある材質のものであること。
- ・ 床は、不浸透性の材質のものであること。
- ・ 施設は、堆肥を雨、風等から防ぐもので覆うものを有していること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 施設の周囲に汚水等が漏れていないことを肉眼的に確認すること。
- ・ 汚水漏えい等の確認は、定期的に行うこと。
- ・ 汚水漏えい等を確認した者は、記録すること。

廃棄物保管施設

ア 構造の要件

- ・ 施設は、隔壁などにより他の施設から隔離されていること。
- ・ 施設は、鼠、衛生害虫等から防ぐ構造であること。
- ・ 内壁、床は、耐久性のある材質のものであること。

イ 衛生管理の要件

- ・ 廃棄物は、都道府県が定める条例に従い、保管、処理すること。
- ・ 各施設で発生する廃棄物は、ポリ袋等、収納容器に入れ、保管、処理すること。
- ・ 施設は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 清掃は、定期的に行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

付帯施設・設備

ア 車輦消毒施設

a 構造の要件

- ・ 施設は、車輦を消毒する消毒槽、車輦全体を消毒する噴霧器を有していること。

b 衛生管理の要件

- ・ 噴霧器、消毒液が常備されていること。
- ・ 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。

イ 手洗い設備

a 構造の要件

- ・ 設備は、流水式受水槽又は手洗い消毒槽が設けられていること。

b 衛生管理の要件

- ・ 石鹼、タオル、消毒液が常備されていること。
- ・ 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
- ・ 受水槽又は手洗い消毒槽の清掃は、毎日行うこと。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

ウ 靴殺菌（消毒）設備

a 構造の要件

- ・ 靴の底、側面、甲が消毒できる設備であること。
- b 衛生管理の要件
 - ・ 消毒液が常備されていること。
 - ・ 消毒液は、その有効濃度が維持されていること。
 - ・ 消毒槽の清掃は、毎日行うこと。
 - ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。
- エ 給水設備
 - a 構造の要件
 - ・ 貯水槽を設置した場合は、不浸透性の材質で造られていること。
 - ・ 井戸水を使用する場合は、消毒（浄化）装置が備えられていること。
 - b 衛生管理の要件
 - ・ 井戸水を使用する場合は、年1回以上水質検査（色、臭い、細菌検査）を実施すること。
 - ・ 貯水槽は、年1回以上、清掃すること。
 - ・ 貯水槽を清掃した者は、清掃したことを記録すること。
- オ 排水設備
 - a 構造の要件
 - ・ 排水溝は、蓋があって平滑に造られていること。
 - ・ 排水溝は、排水があふれない幅及び深さを有すること。
 - ・ 排水溝は、外への出口には、防鼠等、衛生害虫防除のため、網等が備えられていること。
 - b 衛生管理の要件
 - ・ 排水溝は、悪臭が感じられないこと。
 - ・ 排水溝は、定期的に清掃すること。
 - ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。
- カ 照明設備
 - a 構造の要件
 - ・ 照明灯は、豚舎及び作業員更衣室においては、150ルクス以上の照度が保持されていること。
 - ・ 飼料保管施設、廃棄物保管施設、トイレにおいては、80ルクス以上の照度が保持されていること。
 - b 衛生管理の要件
 - ・ 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まっていないか、肉眼的に確認すること。
 - ・ 照明灯、覆い、笠に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
 - ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。
- キ 換気、空調装置
 - a 構造の要件
 - ・ 換気装置、空調装置は、これらの装置を設置した施設で必要とされる能力を有すること。
 - b 衛生管理の要件

- ・ 換気装置を有する施設においては、換気が正常に機能していること。
- ・ 空調装置を有する施設においては、空調が正常に機能していること。
- ・ 換気装置、空調装置に塵埃が溜まったら、適宜清掃すること。
- ・ 清掃した者は、清掃したことを記録すること。

ク 防虫、防鼠設備

a 構造の要件

- ・ 豚舎、飼料保管施設、廃棄物保管施設は、鼠、衛生害虫などから防ぐ構造となっていること。
- ・ 各施設の吸気口、排気口に防虫ネットを備えること。

b 衛生管理の要件

- ・ 施設の敷地内は、鼠、衛生害虫などの発生、生息、繁殖の原因となるものがないこと。
- ・ 鼠等、衛生害虫などの発生源を発見した場合は、直ちに、発生源を除去すること。

ケ 洗浄剤、殺菌剤、薬剤保管設備

a 室温保管設備

(a) 構造の要件

- ・ 設備は、直射日光の当たらない場所に設置すること。
- ・ 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られていること。

(b) 衛生管理の要件

- ・ 洗浄剤、殺菌剤、薬剤の搬入は、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- ・ 設備内は、清掃しやすいように、整理・整頓され収納されていること。

b 冷蔵保管設備

(a) 構造の要件

- ・ 設備は、不浸透性、耐酸性、耐アルカリ性の材質で造られており、かつ、所定の温度管理ができる設備であること。

(b) 衛生管理の要件

- ・ 洗浄剤、殺菌剤、薬剤の搬入は、長時間の外部放置を避け、短時間に処理すること。
- ・ 設備内は、清掃しやすいように、整理・整頓され収納されていること。

コ 作業員更衣室

a 構造の要件

- ・ 天井、内壁、床は、塵埃が堆積しにくいように、平滑に仕上げられていること。
- ・ 更衣室は、各作業員の作業服、靴、帽子等が収納できる設備を有していること。

b 衛生管理の要件

- ・ 更衣室は、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。
- ・ 清掃は、定期的に行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

サ トイレ

a 構造の要件

- ・ トイレには、手洗い設備が備えられていること。

b 衛生管理の要件

- ・ トイレは、清掃しやすいように、整理・整頓されていること。

(2) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管

施設の管理担当者は、構造の要件及び衛生管理の要件を定期的に点検すること。

施設の管理担当者は、点検の都度その結果を記録するとともに、構造の要件及び衛生管理の要件が適正でないと判断した場合は、施設の管理責任者に報告すること。

施設の担当責任者は、構造の要件及び衛生管理の要件を適正な状態に修復すること。

衛生管理の記録及び保守点検の記録は、 年間保管すること。

3 機械・器具の衛生管理及び保守点検

(1) 装置（用具など）の衛生に関わる一般条件

- ・ 機械・器具は、錆が発生しにくい材質のものであること。
- ・ 機械・器具は、破損しにくい材質のものであること。
- ・ 機械・器具の部品は、容易に脱落しないよう保持されていること。

(2) 衛生管理及び保守点検マニュアル

給餌器

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

飼料かくはん器

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

消毒器

- ・ 洗浄後、錆の発生、破損、部品の脱落など異物の原因となる状態がないこと。
- ・ 修理のために取り外した部品が、組み立て後、欠落していないこと。
- ・ 清掃は、適宜、行うこと。
- ・ 清掃者は、清掃したことを記録すること。

(3) 衛生管理及び保守点検の頻度、担当者及び記録の保管

機械・器具の管理担当者は、構造の要件及び衛生管理の要件を定期的に点検すること。

機械・器具の管理担当者は、点検の都度その結果を記録するとともに、構造の要件及び衛生管理の要件が適正でないとは判断した場合は、機械・器具の管理責任者に報告すること。

機械・器具の担当責任者は、構造の要件及び衛生管理の要件を適正な状態に修復すること。

衛生管理の記録及び保守点検の記録は、 年間保管すること。

洗浄・消毒マニュアル

【管理基準】

- 1 豚舎、床面に糞尿等の汚れなどの残存がないこと。
- 2 飼槽、水槽に汚れなどの残存がないこと。
- 3 適切な洗浄・消毒プログラムによる洗浄・消毒が行われていること。
- 4 洗浄・消毒後の乾燥を十分にすること。

【作業手順】

1 豚舎の洗浄・消毒

当該農場に応じた洗浄・消毒プログラムを作成し、それに従い洗浄・消毒を行う。

- (1) 糞、敷料は堆肥舎等に搬出し、天井、壁、床を清掃する。
 - (2) 豚房は側壁、床面、尿溝を清掃する。特に、移動後の空豚房は除糞を徹底して行う。
 - (3) 十分な水量で水洗し、床・壁が乾燥した後に消毒を実施する。豚がいる場合は刺激の強い薬剤の使用は避ける。
 - (4) 搬出できる器具・器材は、舎外で水洗・消毒を実施する。
 - (5) 導入前後、移動前後、出荷後等の他、繁殖豚舎、分娩豚舎、哺育豚舎を定期的に洗浄・消毒する。
 - (6) 各豚舎に設置された踏込消毒槽の薬液は、定められた濃度で作成し、毎日交換する。
- #### 2 豚体の洗浄・消毒
- (1) 導入豚は、導入時に豚舎外の所定の場所で洗浄・消毒を行う。
 - (2) 豚を移動させる際には、洗浄・消毒を行う。
 - (3) 豚体は、定期的に噴霧等の方法で消毒する。
 - (4) 薬剤を使用する場合は、刺激の強い薬剤の使用は避ける。

3 長靴・作業着の洗浄・消毒

(1) 長靴は、所定の場所で洗浄する。この際、洗浄剤を用いてブラシで油指や糞便を除去する。特に、靴底は念入りに洗浄し、消毒する。

(2) 作業着は、塵埃や汚物を散らさぬように脱衣し、浸漬消毒を行う。

4 車輛の洗浄・消毒

(1) 所定の場所で、荷台・タイヤを重点的に水洗または洗浄剤を用い流す。

特にふん便やと畜場で油脂の付着があった場合は、入念に除去する。

(2) 消毒剤を噴霧する。車内についても、噴霧や清拭により消毒する。

(3) 出入りの際は、車輛踏込消毒槽を通過する。

5 手指の洗浄・消毒

(1) 必ず石鹼等の洗浄剤を使用し、流水で十分に洗い流す。蛇口は、感知式、ペダル式等手で直接触れないものが好ましい。

(2) 消毒液に手指を浸す。

(3) 清潔なタオル、ペーパータオル、温風等で手を乾かす。

6 以上の結果を洗浄消毒記録に記録する。

7 この記録は、年間保管する。

衛生動物駆除マニュアル

【管理基準】

- 1 豚舎内、豚舎周辺に鼠等の衛生上問題となる動物が確認されないこと。
- 2 豚舎周辺の野鳥の巣等は除去し、周辺を消毒すること。
- 3 豚舎及び豚舎周辺に生息する衛生動物を把握した駆除プログラムができていないこと。
- 4 施設・設備に破損等がないよう保守点検すること。
- 5 豚糞は適切に処理し、乾燥していること。

【作業手順】

- 1 カラスやネズミ等の侵入、生息確認のため、ふんやラットサイン等の確認作業を毎日実施し、侵入・生息が確認された場合は、侵入経路の発見・遮断に努め、適切な駆除手段を講じる。
- 2 年間を通じ、適切な防除プログラムによるハエの幼虫・成虫対策を講じる。防除プログラムには、薬剤名・希釈濃度・散布量および方法が明記され、人・動物・環境に危害が及ばないことを確認し、それに従い実施する。
- 3 衛生害虫の存在を、捕虫等の方法により毎日確認する。
- 4 豚舎内外に飼料残渣やふん尿がいつまでも存在しないよう定期的に清掃を実施する。

- 5 豚舎内外に整備されている侵入防止施設・設備の保守点検を定期的実施する。破損箇所は応急措置を講じるとともに、侵入動物の確認を行う。侵入が確認された場合は、捕獲・駆除を実施する。

廃棄物（敷料（糞）・死体）処理マニュアル

【管理基準】

1 敷料（糞）

- （1）堆肥舎周辺の環境が整備されていること。
- （2）汚水が地下浸透しないような構造であること。
- （3）雨水の流入等により汚水が河川等に流出しないこと。
- （4）悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
- （5）定期的な保守点検が行われていること。
- （6）良質な堆肥が生産され、十分に乾燥していること。

2 死体

- （1）保管施設周辺の環境が整備されていること。
- （2）悪臭や衛生害虫が発生していないこと。
- （3）腐敗しないよう保管されていること。
- （4）定期的に清掃・消毒されていること。
- （5）定期的に化製場等で処理されていること。

【作業手順】

- 1 担当者は、施設周辺の環境整備を実施する。
- 2 担当者は、施設の補修を実施するとともに、定期的に点検・補修する。
- 3 担当者は、施設開口部の排水口等に設置されている金網等について、破損がないかどうか点検し、破損等があった場合は適正に補修する。
- 4 責任者は、処理方法を決定し、担当者に連絡する。
- 5 担当者は、処理方法に従って、確実に実施する。
- 6 担当者は、異常がある場合は責任者に報告する。
- 7 責任者は、異常の内容を把握するとともに改善策を策定し、その旨を担当者に連絡する。
- 8 担当者は、指示に従い改善策を実行する。
- 9 以上の結果を施設設備管理記録及び廃棄物処理記録に担当者が記録し、責任者に報告する。
- 10 この記録は、年間保管する。

家畜の取り扱い

繁殖豚の健康管理マニュアル

【管理基準】

- 1 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- 2 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていること。
- 3 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味に異常がないこと。
- 4 適切なワクチンプログラムにより、ワクチン接種をすること。
- 5 適切な投与プログラムにより、ビタミン剤、駆虫薬を投与すること。
- 6 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもと、投与薬剤及び投与プログラムを決定し投与すること。
- 7 薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間を記録し、投与豚群をマーキングすること。

【作業手順】

- 1 毎日豚舎内を巡回し、豚群の健康状態を確認し、異常豚の早期発見に努める。
- 2 異常豚が発見された場合は、獣医師に連絡の上、原因の究明に努め、治療、隔離、淘汰、病性鑑定依頼等の適切な措置をとる。
- 3 豚の健康状態を毎日飼育管理記録に記録する。
- 4 豚群の健康状態及び疾病の発生状況により、ワクチンプログラムを作成し、適切なワクチン接種を行う。
- 5 必要に応じて、細菌、抗体、糞便検査等を実施し、汚染状況を把握し適切な処置を実施する。
- 6 抗菌性物質を投与する場合は、獣医師の指示書及び使用基準等に従い、投与日時を記録するとともに、投与個体をマーキングする（動物用医薬品指示書を保管する）。
- 7 治療・ワクチン接種等で獣医師が注射器を使用する場合は、接種前後に注射針の本数と状態を確かめ、注射針が生体に残存しなかったことを獣医師に確認する。残存した場合は、記録するとともに、当該個体をマーキングする。
- 8 分娩予定の豚は、予定日1週間前には豚体を洗浄・消毒の上、分娩豚舎に移動させる。この際、分娩房は洗浄・消毒を実施しておく。
- 9 以上の結果を健康管理記録に記入する
- 10 この記録は 年間保存する。

哺育豚の健康管理マニュアル

【管理基準】

- 1 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- 2 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていること。
- 3 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味に異常がないこと。
- 4 適切なワクチンプログラムにより、ワクチン接種をすること。
- 5 適切な投与プログラムにより、ビタミン剤、駆虫薬を投与すること。
- 6 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもと、投与薬剤及び投与プログラムを決定し投与すること。
- 7 薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間を記録し、投与豚群をマーキングすること。

【作業手順】

- 1 毎日豚舎内を巡回し、豚群の健康状態を確認し、異常豚の早期発見に努める。
- 2 異常豚が発見された場合は、獣医師に連絡の上、原因の究明に努め、治療、隔離、淘汰、病性鑑定依頼等の適切な措置をとる。
- 3 豚の健康状態を毎日飼育管理記録に記録する。
- 4 豚群の健康状態及び疾病の発生状況により、ワクチンプログラムを作成し、適切なワクチン接種を行う。
- 5 必要に応じて、細菌、抗体、糞便検査等を実施し、汚染状況を把握し適切な処置を実施する。
- 6 抗菌性物質を投与する場合は、獣医師の指示書及び使用基準等に従い、投与日時を記録するとともに、投与個体をマーキングする（動物用医薬品指示書を保管する）。
- 7 治療・ワクチン接種等で獣医師が注射器を使用する場合は、接種前後に注射針の本数と状態を確かめ、注射針が生体に残存しなかったことを獣医師に確認する。残存した場合は、記録するとともに、当該個体をマーキングする。
- 8 以上の結果を健康管理記録に記入する
- 9 この記録は 年間保存する。

育成・肥育豚の健康管理マニュアル

【管理基準】

- 1 良好な飼養環境を保持するため、適切な飼養頭数であること。
- 2 適切な温度・湿度管理、換気量管理ができていること。
- 3 飲用水の残留塩素濃度が適切であり、色、臭い、味に異常がないこと。
- 4 適切なワクチンプログラムにより、ワクチン接種をすること。
- 5 適切な投与プログラムにより、ビタミン剤、駆虫薬を投与すること。

- 6 抗菌性物質等を投与する場合は、獣医師の指示のもと、投与薬剤及び投与プログラムを決定し投与すること。
- 7 薬剤等を投与した豚群は、投与薬剤名、投与日時、出荷制限期間を記録し、投与豚群をマーキングすること。

【作業手順】

- 1 毎日豚舎内を巡回し、豚群の健康状態を確認し、異常豚の早期発見に努める。
- 2 異常豚が発見された場合は、獣医師に連絡の上、原因の究明に努め、治療、隔離、淘汰、病性鑑定依頼等の適切な措置をとる。
- 3 豚の健康状態を毎日飼育管理記録に記録する。
- 4 豚群の健康状態及び疾病の発生状況により、ワクチンプログラムを作成し、適切なワクチン接種を行う。
- 5 必要に応じて、細菌、抗体、糞便検査等を実施し、汚染状況を把握し適切な処置を実施する。
- 6 抗菌性物質を投与する場合は、獣医師の指示書及び使用基準等に従い、投与日時を記録するとともに、投与個体をマーキングする（動物用医薬品指示書を保管する）。
- 7 治療・ワクチン接種等で獣医師が注射器を使用する場合は、接種前後に注射針の本数と状態を確かめ、注射針が生体に残存しなかったことを獣医師に確認する。残存した場合は、記録するとともに、当該個体をマーキングする。
- 8 以上の結果を健康管理記録に記入する
- 9 この記録は 年間保存する。

(参考)

豚のワクチン

- 1 日本脳炎 蚊の活動によって繁殖豚にウイルスが伝播する時期の少なくとも1か月前に最終注射を終了すること。
接種例 生ワクチン 1～2mlを1～2回皮下に接種する。
- 2 豚パルボウイルス感染症 接種例 生ワクチン 1mlを繁殖豚の皮下に接種する。
不活化ワクチン 2mlを繁殖豚の皮下に約4週間間隔で2回接種する。
- 3 豚伝染性胃腸炎 接種例 生ワクチン 2mlを妊娠豚に3週間間隔で2回皮下に接種する。
- 4 豚インフルエンザ 接種例 離乳時に2mlさらに3週間後2mlを皮下または筋肉内に注射する。(不活化ワクチン)
- 5 オーエスキー病 国が定めるオーエスキー病防疫対策要領に基づき使用すること。
接種例 生ワクチン(g 欠損株) 2mlを下記により筋肉内に注射する。
生後8～10週齢に接種した後、3週間以上の間隔をおいて追加接種する。
妊娠豚においては分娩前3～6週に接種する。
- 6 豚流行性下痢 接種例 生ワクチン 妊娠豚に2mlずつ2～8週間間隔で筋肉内に2回接種する。2回目の接種は分娩予定の約2週間前とする。
- 7 豚繁殖・呼吸障害症候群 接種例 生ワクチン 2mlを3～18週齢の豚の筋肉内に接種する。
- 8 豚丹毒 接種例 生ワクチン 1mlを皮下に接種する。
- 9 豚の萎縮性鼻炎 接種例 生ワクチン 7日齢以内の子豚の鼻腔内に1ml噴霧接種する。
- 10 豚大腸菌性下痢症 接種例 不活化ワクチン 妊娠豚の分娩前4～6週及び分娩前約2週に2mlずつ2回皮下または筋肉内注射する。
- 11 豚マイコプラズマ肺炎 接種例 不活化ワクチン 生後1週齢から8週齢の子豚に2mlさらに2週間後に2mlを筋肉内注射する。

家畜の運搬・出荷畜の情報収集

豚の出荷マニュアル

【管理基準】

- 1 出荷豚は臨床的に異常が認められないこと。
- 2 注射針残留豚はマーキングしていること。
- 3 投薬経歴のある豚は、休薬期間を終えていること。
- 4 出荷豚の体表が汚れていないこと。
- 5 車輛消毒施設の準備ができていないこと。
- 6 出荷に使用する車輛は、事前に洗浄・消毒されていること。
- 7 衛生的な方法で輸送されること。

【作業手順】

- 1 出荷予定豚の餌切りを実施する。
- 2 出荷豚は臨床的に異常がないことを確認する。異常が認められた豚については、出荷を延期し治療等適切な措置をとる。
- 3 注射針が残留している豚のマーキングに間違いがないか確認し、マークのわかりにくい場合は再標識する。また、注射針が残留している豚を出荷する場合は、事前にと畜場に連絡する。
- 4 休薬期間内にある豚がないかどうか確認し、休薬期間内であれば出荷を延期する。
- 5 体表が汚れていないかどうか確認する。汚れている場合は再洗浄する。
- 6 洗浄・消毒された車輛に積載し出荷する。洗浄・消毒が実施されていない場合は適切に洗浄・消毒を実施する。
- 7 豚が糞尿で汚染されるような過密な積載は避ける。
- 8 以上の結果を出荷管理記録に記録する。
- 9 この記録は、年間保管する。

ヒト（従事者）の衛生・教育・訓練

従事者の衛生管理マニュアル

1 豚舎内で従事する者

【管理基準】

- (1) 従事者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。
- (2) 従事者が次に定める場合は、必ず手指・長靴を洗浄・消毒する。
 - 豚舎に出入りする時
 - 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時
 - 豚体に接触した時
 - 用便後
 - 作業終了後
- (3) 従事者は豚舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- (4) 履物は豚舎毎に履き替えるか、豚舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- (5) その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを着用すること。手指に創傷のある者はゴム製の手袋等を使用する。
- (6) 従事者は、所定の場所以外では、喫煙、放たん、飲食等の衛生上不衛生な行為を行わないこと。

2 豚の搬入に従事する者

【管理基準】

- (1) 搬入担当者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。
- (2) 搬入担当者が次に定める場合は、必ず手指・長靴を洗浄・消毒する。
 - 豚舎に出入りする時
 - 糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時
 - 豚体に接触した時
 - 用便後
 - 作業終了後
- (3) 搬入担当者は豚舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- (4) 履物は豚舎毎に履き替えるか、豚舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- (5) その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを着用すること。
- (6) 搬入担当者は、搬入豚舎以外には立ち入らないこと。

3 豚の搬出に従事する者

【管理基準】

- (1) 搬出担当者は1年1回以上、労働安全衛生法で定める健康診断のほか、定期的に健康診断を受けること。
- (2) 搬出担当者が次に定める場合は、必ず手指・長靴を洗浄・消毒する。
豚舎に出入りする時
糞尿や土壌に汚染されていると思われる器具類に接触した時
豚体に接触した時
用便後
作業終了後
- (3) 搬出担当者は豚舎毎に衛生的で、清潔な頭髪を完全に覆う帽子、作業着、長靴を着用すること。
- (4) 履物は豚舎毎に履き替えるか、豚舎外に設置した踏み込み消毒槽で十分に消毒を実施すること。
- (5) その他、着用する手袋などにおいても衛生的で、清潔なものを着用すること。

4 記録

- (1) 健康診断結果については、一括して年間保管すること。
- (2) 従事者の健康状態については、毎日作業前に確認して記録を年間保管すること。
- (3) 従事者の帽子、作業着、長靴などについては、毎日作業前に着用状態を点検すること。
- (4) 従事者の手指の洗浄、長靴の踏み込み消毒槽による消毒状況については、定期的に確認し、その結果を年間保管すること。

従事者の教育及び管理マニュアル

1 教育・訓練

養豚生産従事者は、豚肉の生産にあたっているという認識のもと、衛生管理の維持、向上のために、衛生的な飼養管理を行う心構えとその方法、家畜衛生に関する基礎知識などを理解するための教育・訓練を受ける必要がある。その教育・訓練に取り入れるべき事項を下記に示した。

(1) 教育・訓練プログラム

従業者

- ・ 農場の衛生管理に関する基本方針
- ・ 家畜衛生及び食品衛生並びに関連法規に関する概論
- ・ 施設、設備の構造と一般的衛生管理法
- ・ 農場で起こりうる家畜衛生上の具体的危害とその防止方法

- ・ H A C C P の概論
(畜産物生産過程に係る危害、危害の発生要因、防止措置、モニタリング方法、改善措置、検証方法及び記録文書に関する概論)
- ・ 豚、飼料、器具器材などの衛生的取扱い方
- ・ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
アルバイト
- ・ 農場の衛生管理に関する基本方針
- ・ 従事者が守るべき衛生及び衛生管理
- ・ 各作業における一般衛生管理マニュアルの修得

2 記録

- (1) 従事者が受けた教育・訓練の履歴を各人毎に記録し、年間保管すること。
- (2) その記録には教育・訓練名、実施日時、教育・訓練の目的及び内容が示されていること。

衛生管理総括表（豚）

危害因子：サルモネラ、抗菌性物質等の残留、注射針の残留

管理区分	作業工程	危害要因	防止措置	ccp	管理基準	モニタリング方法	改善措置	検証方法	記録文書	
繁殖豚	ストールの洗浄・消毒	豚舎の汚染	「洗浄・消毒マニュアル」の遵守 適切な洗浄・消毒		汚れ等の残存がない	目視検査	再洗浄・消毒	定期的細菌検査 作業管理記録の確認	作業管理記録	
	導入繁殖豚の搬入	導入繁殖豚の病原体汚染	「導入豚の受け入れマニュアル」の遵守 導入豚の健康状況の確認又は 導入農場の衛生管理状況の確認	導入元農場からの個体証明 導入元農場からの衛生証明		臨床的に異常がない	証明書の確認 証明書の確認	導入元農場の再検討	細菌検査	導入管理記録
		導入豚の異常	健康な豚の導入			臨床的に異常がない	目視検査	（治療、導入禁止） 導入元農場の再検討	血液検査	導入管理記録
		輸送によるストレス	「導入豚の受け入れマニュアル」の遵守 適切な輸送方法			輸送時及び到着時の環境が適切である 温度10～25度，湿度50～80% 無理のない輸送時間	輸送時記録の確認 目視検査	輸送車内頭数の再検討 輸送方法の再検討 導入農場の再検討	導入管理記録の確認	導入管理記録
		輸送車の病原体汚染	「導入豚の受け入れマニュアル」の遵守 輸送車内の洗浄・消毒済みの確認（積み込み前）	導入豚の積み込み前に輸送車内を洗浄・消毒		消毒済み証の確認	輸送業者の再検討	導入管理記録の確認	導入管理記録	
			輸送車の農場入場前後洗浄・消毒	農場入り口に車両消毒施設の設置 搬入前の消毒液交換		目視検査	洗浄・消毒方法の変更 消毒液の交換	導入管理記録の確認	導入管理記録	
	導入繁殖豚の隔離	病原体の持ち込み	一定期間の隔離飼養		臨床的に異常がない	臨床検査	（治療、淘汰）	導入時の細菌検査	導入管理記録	
	繁殖豚の健康チェック	感染（の拡大）	異常豚の早期発見・隔離	ccp 1	臨床的に異常がない	目視検査	異常豚の確認徹底	繁殖豚管理記録の確認 病性鑑定	繁殖豚管理記録	
	薬剤等の投与 （抗菌性物質）	疾病の発生 食肉中の残留	感受性抗菌性物質の適切な使用 使用基準等並びに獣医師の指示の遵守	ccp 2	投与日時の記録とマーキング	目視検査	投与中止、記録と マーキングの徹底 獣医師の指示の遵守	繁殖豚管理記録の確認	繁殖豚管理記録	
		（治療・注射）	注射針の残留	適切な注射 適切な保定	ccp 3	使用済み注射針の確認	目視検査	（速やかに除去又は マーキングと記録）	繁殖豚管理記録の確認	繁殖豚管理記録
（ワクチン）		疾病の発生 投与によるストレス	「繁殖豚の健康管理マニュアル」の遵守		ワクチンプログラム	目視検査	ワクチンプログラムの再検討	繁殖豚管理記録の確認 抗体検査	繁殖豚管理記録	
（その他）		腸内細菌叢の異常 健康不良	生菌製剤の適切な使用 ビタミン剤の適切な使用		投与プログラム	目視検査	投与プログラムの再検討	繁殖豚管理記録の確認	繁殖豚管理記録	
環境チェック	異常環境によるストレス	「繁殖豚の健康管理マニュアル」の遵守 適切な飼養頭数 温湿度管理 換気量管理		適切な飼養頭数 適切な温湿度 適切な換気量	目視検査 温湿度計での測定 官能検査	飼養頭数の再検討 温湿度の再調整 換気量の再調整	作業管理記録の確認	作業管理記録		

管理区分	作業工程	危害要因	防止措置	ccp	管理基準	モニタリング方法	改善措置	検証方法	記録文書
	飼料搬入・保管・給与	飼料のサルモネラ汚染 食肉中の薬物残留	「飼料受け入れマニュアル」の遵守 飼料のサルモネラ陰性の確認又は 飼料会社の衛生管理状況の確認 「飼料保管・給与マニュアル」の遵守 飼料の計画的な購入と適切な保管 適切な給餌		飼料会社からのサルモネラ陰性証明 飼料会社からの衛生証明 飼料庫の定期的な清掃 定期的な鼠等の駆除と防湿 正しい飼料の給与	証明書の確認 証明書の確認 目視検査 官能検査 目視検査 目視検査	飼料購入先の再検討 保管場所の修繕等 変敗・汚染飼料の処分 再駆除 適正飼料の給餌 (出荷延長)	作業管理記録の確認 細菌検査 作業管理記録の確認 作業管理記録の確認 作業管理記録の確認 残留試験	作業管理記録 作業管理記録 作業管理記録 作業管理記録
	飲水給与	飲水の汚染	「繁殖豚の健康管理マニュアル」の遵守 水道水の給与 井戸水の消毒		サルモネラ陰性 残留塩素濃度が0.1ppm以上 色・臭い・味に異常がない	目視検査 官能検査 水質検査	飲水の再消毒	細菌検査 作業管理記録の確認	作業管理記録
	鼠・衛生害虫の駆除	サルモネラの汚染	「衛生動物駆除マニュアル」の遵守		鼠等が確認されないこと 駆除プログラム	目視検査	再駆除 駆除プログラムの再検討	作業記録確認	作業管理記録
	従事者の衛生管理	従事者による汚染	「従事者の教育及び管理マニュアル」 の遵守 清潔な履き物・作業着に着用 手指の洗浄・消毒 正しい知識の習得		衛生管理プログラム 豚舎毎に専用の履き物・作業着の着用 出入り時に手指の洗浄・消毒 衛生研修の受講	目視検査 目視検査	研修内容の再検討 洗浄・消毒基準の見直し	作業管理記録の確認 作業管理記録の確認	作業管理記録 作業管理記録
	糞尿処理チェック	糞便による汚染	堆肥化处理		適正な堆肥化	目視検査	切り返し回数・水分 調整等の改善	作業管理記録の確認	作業管理記録
分 哺	分娩房の洗浄・消毒	豚舎の汚染	「洗浄・消毒マニュアル」の遵守 適切な洗浄・消毒		汚れ等の残存がない	目視検査	再洗浄・消毒	定期的細菌検査 哺育豚管理記録の確認	哺育豚管理記録
	妊娠豚の健康チェック	感染の拡大	異常豚の早期発見		臨床的に異常がない	目視検査	(治療、淘汰)	哺育豚管理記録の確認	哺育豚管理記録
	哺育豚の健康チェック	感染(の拡大)	異常豚の早期発見・隔離	ccp 1	臨床的に異常がない	目視検査	異常豚の確認徹底	哺育豚管理記録の確認 病性鑑定	哺育豚管理記録
	薬剤等の投与 (抗菌性物質)	疾病の発生 食肉中の残留	感受性抗菌性物質の適切な使用 使用基準等並びに獣医師の指示 の遵守	ccp 2	投与日時の記録とマーキング	目視検査	投与中止、記録と マーキングの徹底 獣医師の指示の遵守	哺育豚管理記録の確認	哺育豚管理記録
	(治療・注射)	注射針の残留	適切な注射 適切な保定	ccp 3	使用済み注射針の確認	目視検査	(速やかに除去又は マーキングと記録)	哺育豚管理記録の確認	哺育豚管理記録
(ワクチン)	疾病の発生 投与によるストレス	「哺育豚の健康管理マニュアル」の遵守		ワクチンプログラム	目視検査	ワクチンプログラムの 再検討	哺育豚管理記録の確認 抗体検査	哺育豚管理記録	
(その他)	腸内細菌叢の異常 健康不良	生菌製剤の適切な使用 ビタミン剤の適切な使用		投与プログラム	目視検査	投与プログラムの再 検討	哺育豚管理記録の確認	哺育豚管理記録	

管理区分	作業工程	危害要因	防止措置	ccp	管理基準	モニタリング方法	改善措置	検証方法	記録文書	
	環境チェック	異常環境によるストレス	「哺育豚の健康管理マニュアル」の遵守 適切な飼養頭数 温湿度管理 換気量管理		適切な飼養頭数 適切な温湿度 適切な換気量	目視検査 温湿度計での測定 官能検査	飼養頭数の再検討 温湿度の再調整 換気量の再調整	作業管理記録の確認	作業管理記録	
	飼料搬入・保管・給与	飼料のサルモネラ汚染	「飼料受け入れマニュアル」の遵守 飼料のサルモネラ陰性の確認又は 飼料会社の衛生管理状況の確認		飼料会社からのサルモネラ陰性証明 飼料会社からの衛生証明	証明書の確認 証明書の確認	飼料購入先の再検討	作業管理記録の確認 細菌検査	作業管理記録	
										「飼料保管・給与マニュアル」の遵守 飼料の計画的な購入と適切な保管
		食肉中の薬物残留	適切な給餌	定期的な鼠等の駆除と防湿 正しい飼料の給与	目視検査 目視検査	再駆除	作業管理記録の確認 作業管理記録の確認	作業管理記録 作業管理記録		
	飲水給与	飲水の汚染	「哺育豚の健康管理マニュアル」の遵守 水道水の給与 井戸水の消毒		サルモネラ陰性 残留塩素濃度が0.1ppm以上 色・臭い・味に異常がない	目視検査 官能検査 水質検査	飲水の再消毒	細菌検査 作業管理記録の確認	作業管理記録	
	鼠・衛生害虫の駆除	サルモネラの汚染	「衛生動物駆除マニュアル」の遵守		鼠等が確認されない 駆除プログラム	目視検査	再駆除	作業管理記録の確認	作業管理記録	
	従事者の衛生管理	従事者による汚染	「従事者の教育及び管理マニュアル」 の遵守 清潔な履き物・作業着に着用 手指の洗浄・消毒 正しい知識の習得		衛生管理プログラム	豚舎毎に専用の履き物・作業着の着用 出入り時に手指の洗浄・消毒 衛生研修の受講	目視検査 目視検査	研修内容の再検討	哺育豚管理記録の確認 作業管理記録の確認	作業管理記録 作業管理記録
育成 肥育	豚舎の洗浄・消毒	豚舎の汚染	「洗浄・消毒マニュアル」の遵守 適切な洗浄・消毒		汚れ等の残存がない	目視検査	再洗浄・消毒	細菌検査 育成・肥育豚管理記録 の確認	育成・肥育豚管理 記録	
	育成・肥育豚の健康 チェック	感染（の拡大）	異常豚の早期発見・隔離	ccp 1	臨床的に異常がない	目視検査	異常豚の確認徹底	育成・肥育豚管理記録 の確認 病性鑑定	育成・肥育豚管理 記録	
	薬剤等の投与 （抗菌性物質）	疾病の発生 食肉中の残留	感受性抗菌性物質の適切な使用 使用基準等並びに獣医師の指示 の遵守	ccp 2	投与日時の記録とマーキング	目視検査	投与中止、記録と マーキングの徹底 獣医師の指示の遵守	育成・肥育豚管理記録 の確認	育成肥育豚管理 記録	
	（治療・注射）	注射針の残留	適切な注射 適切な保定	ccp 3	使用済み注射針の確認	目視検査	（速やかに除去又は マーキングと記録）	育成・肥育豚管理記録 の確認	育成肥育豚管理 記録	
	（ワクチン）	疾病の発生 投与によるストレス	「哺育豚の健康管理マニュアル」の遵守		ワクチンプログラム	目視検査	ワクチンプログラムの 再検討	育成・肥育豚管理記録 の確認 抗体検査	育成肥育豚管理 記録	
（その他）	腸内細菌叢の異常 健康不良	生菌製剤の適切な使用 ビタミン剤の適切な使用		投与プログラム	目視検査	投与プログラムの再 検討	育成・肥育豚管理記録 の確認	育成肥育豚管理 記録		

管理区分	作業工程	危害要因	防止措置	ccp	管理基準	モニタリング方法	改善措置	検証方法	記録文書
	環境チェック	異常環境によるストレス	「育成・肥育豚の健康管理マニュアル」の遵守 適切な飼養頭数 温湿度管理 換気量管理		適切な飼養頭数 適切な温湿度 適切な換気量	目視検査 温湿度計での測定 官能検査	飼養頭数の再検討 温湿度の再調整 換気量の再調整	作業管理記録の確認	作業管理記録
	飼料搬入・保管・給与	飼料のサルモネラ汚染	「飼料受け入れマニュアル」の遵守 飼料の別荘陰性の確認又は 飼料会社の衛生管理状況の確認 「飼料保管・給与マニュアル」の遵守 飼料の計画的な購入と適切な保管		飼料会社からのサルモネラ陰性証明 飼料会社からの衛生証明 飼料庫の定期的な清掃 定期的な鼠等の駆除と防湿	証明書の確認 証明書の確認 目視検査 官能検査 目視検査	飼料購入先の再検討 保管場所の修繕等 変敗・汚染飼料の処分 再駆除	作業管理記録の確認 細菌検査 作業管理記録の確認 作業管理記録の確認	作業管理記録 作業管理記録 作業管理記録
		食肉中の薬物残留	適切な給餌		正しい飼料の給与	目視検査	適正飼料の給餌 出荷延長	作業管理記録の確認 残留試験	作業管理記録
	飲水給与	飲水の汚染	「哺育豚の健康管理マニュアル」の遵守 水道水の給与 井戸水の消毒		サルモネラ陰性 残留塩素濃度が0.1ppm以上 色・臭い・味に異常がない	目視検査 官能検査 水質検査	飲水の再消毒	細菌検査 作業管理記録の確認	作業管理記録
	鼠・衛生害虫の駆除	サルモネラの汚染	「衛生動物駆除マニュアル」の遵守		鼠等が確認されない 駆除プログラム	目視検査	再駆除 駆除プログラムの再検討	作業管理記録確認	作業管理記録
	従事者の衛生管理	従事者による汚染	「従事者の教育及び管理マニュアル」の遵守 清潔な履き物・作業着に着用 手指の洗浄・消毒 正しい知識の習得		衛生管理プログラム 豚舎毎に専用の履き物・作業着の着用 出入り時に手指の洗浄・消毒 衛生研修の受講	目視検査 目視検査	研修内容の再検討 洗浄・消毒基準の見直し	作業管理記録の確認 作業管理記録の確認	作業管理記録 作業管理記録
	糞尿処理チェック	糞便による汚染	堆肥化处理		適正な堆肥化	目視検査	切り返し回数・水分調整等の改善	作業管理記録の確認	作業管理記録
出荷	出荷豚の健康チェック	異常豚の出荷 食肉中の薬剤残留 注射針の残留	「出荷マニュアル」の遵守 健康な豚を出荷 抗菌性物質投与豚の出荷制限 期間の遵守 と畜場への連絡	ccp 4 ccp 4 ccp 4	下痢等の臨床症状を示していない 日前から抗菌性物質を投与していない 注射針残留個体の確認 と畜場にわかるようマーキング等	臨床検査 育成・肥育・繁殖 豚管理記録の確認 育成・肥育・繁殖 豚管理記録の確認	(異常豚の隔離・淘汰) (出荷の延長) (速やかに除去又は マーキングと記録)	出荷管理記録の確認 残留試験 出荷管理記録の確認 出荷管理記録の確認	出荷管理記録 出荷管理記録 出荷管理記録
	と畜場へ搬出	体表の汚染	豚体の洗浄	ccp 5	体表が汚れていない	目視検査	再洗浄	出荷管理記録の確認 細菌検査	出荷管理記録
		輸送車のサルモネラ汚染	「出荷マニュアル」の遵守 洗浄消毒済みの確認		輸送車内を洗浄・消毒 農場入り口に車両消毒施設の設置 搬入前の消毒液交換	消毒済み証の確認 目視検査	輸送業者の再検討 洗浄・消毒方法の変更 消毒液の交換	出荷管理記録の確認 出荷管理記録の確認	出荷管理記録 出荷管理記録

C C P 整 理 表

(豚)

CCP No.	CCP 1
管理区分 / 工程	繁殖 , 分娩・哺育 , 育成・肥育 / 健康チェック
危 害	サルモネラの汚染
危害の要因	異常豚による感染の拡大
防止措置	異常豚の早期発見・隔離
管理基準	臨床的に異常がないこと 特に、幼豚において、下痢（悪臭・水溶性～血便）等の症状が見られないこと。
モニタリング方法 頻度	目視検査・臨床検査： 頻度：1回 / 日以上
改善措置	異常豚の確認徹底（モニタリングの頻度を増やす） 異常豚の隔離・治療・淘汰 獣医師の指示の遵守
検証方法	繁殖 , 分娩・哺育 , 育成・肥育 / 豚管理記録の確認 病性鑑定（細菌検査の実施）
記録文書名と 記録内容	繁殖 , 分娩・哺育 , 育成・肥育 / 豚管理記録 日付 , 群または個体番号 , 臨床症状 , 担当者サイン等

C C P 整 理 表

(豚)

CCP No.	CCP3
管理区分 / 工程	繁殖，分娩・哺育，育成・肥育 / 薬剤等の投与（治療・注射）
危 害	注射針
危害の要因	疾病の発生、不適切な注射による食肉中への注射針の残留
防止措置	適切な注射器具の使用 適切な注射、適切な保定
管理基準	注射針が残留していないこと
モニタリング方法 頻度	目視検査：使用前の注射器具の適正状態と投与前後の注射針の本数を確認する。
改善措置	残留した場合は、できる限り除去する。 除去不可能な場合は、記録とマーキングを徹底する。
検証方法	繁殖，分娩・哺育，育成・肥育 / 豚管理記録の確認
記録文書名と 記録内容	繁殖，分娩・哺育，育成・肥育 / 豚管理記録 日付，群又は個体番号，投与前後の注射針の本数，担当者サイン 注射針が残留した場合は頭数とマーキング，投与者名等

C C P 整 理 表

(豚)

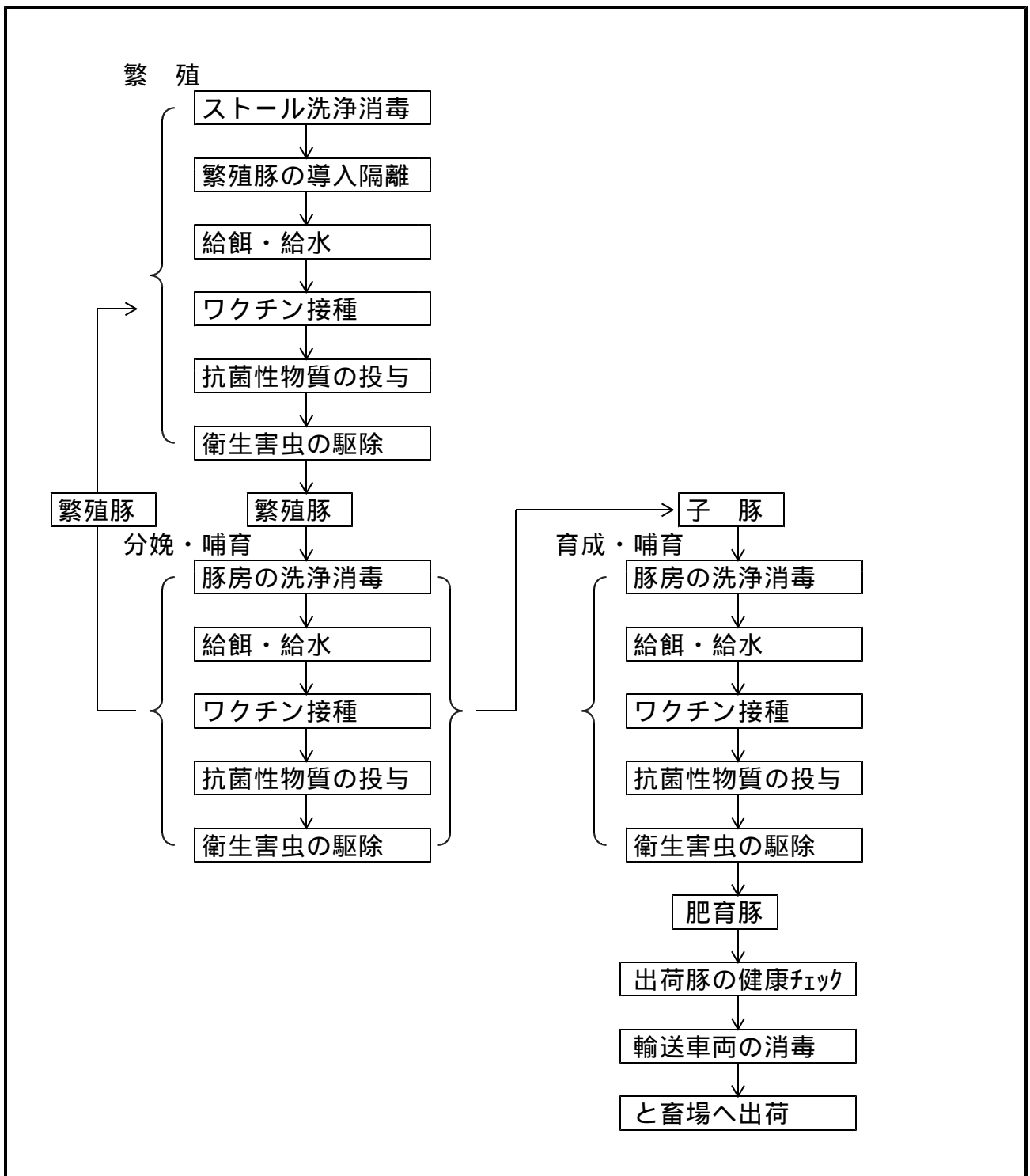
CCP No.	CCP 4
管理区分 / 工程	出荷 / 出荷豚の健康チェック
危 害	サルモネラ , 抗菌性物質 , 注射針
危害の要因	異常豚の出荷 食肉中の抗菌性物質残留 注射針の残留
防止措置	臨床的に異常のない健康な豚を出荷 抗菌性物質投与豚の出荷制限期間の遵守、出荷制限期間内の場合、 出荷を延長 注射針が残留している場合は、マーキングをしてと畜場への連絡
管理基準	下痢等の臨床症状を示していないこと 定められている休薬期間が守られていること 注射針残留個体でないこと
モニタリング方法 頻度	臨床検査：下痢等の臨床症状がみられない 頻度：1回 / 日以上 繁殖・育成・肥育 / 豚管理記録の確認：抗菌性物質等の投与歴の確認 繁殖・育成・肥育 / 豚管理記録の確認：記録とマーキングの確認
改善措置	異常豚の隔離・治療・出荷の延長 出荷の延長 速やかに除去、除去不可能な場合はマーキングと記録し、 と畜場にその旨連絡
検証方法	出荷管理記録の確認（病性鑑定・細菌検査の実施） 残留検査 出荷管理記録の確認
記録文書名と 記録内容	出荷管理記録：出荷日，群または個体番号，出荷先，出荷頭数， 臨床症状，注射針の残留，体表の汚れ，担当者サイン等 投薬等の有無、薬物の種類、休薬期間

C C P 整 理 表

(豚)

CCP No.	CCP5
管理区分 / 工程	出荷 / と畜場への搬出
危 害	サルモネラの汚染
危害の要因	体表の汚染
防止措置	豚体の洗浄 輸送車の洗浄
管理基準	体表が著しく汚れていないかどうか確認する。
モニタリング方法 頻度	目視検査： 頻度：出荷毎
改善措置	体表が汚れている場合は、豚体を再洗浄
検証方法	出荷管理記録の確認 (細菌検査の実施)
記録文書名と 記録内容	出荷管理記録：出荷日，群または個体番号，出荷先，出荷頭数， 体表の汚れ，洗浄確認，担当者サイン等

豚におけるフローダイアグラム（生産工程一覧図）



危害特性要因図（豚の例）

